

## 4 災害復旧・復興対策

### 4-1 災害復旧対策

#### 4-1-1 復旧事業の推進

市は、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元にとどまらず、将来の災害を予防するための施設等復旧をめざすことを基本として、復旧事業を推進する。

##### 4-1-1-1 被害調査報告

直接的被害額及び復旧事業に要する額等、必要な事項を調査し、府に報告を行う。

##### 4-1-1-2 公共施設等の復旧

公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、国または府が費用の一部または全部を負担または補助するものについては、事業実施が速やかに行えるよう資料等を提供する。

また、復旧完了予定期の明示に努める。

### 4-1-2 被災者の生活確保

#### 4-1-2-1 災害弔慰金等の支給、援護資金の貸付

##### 4-1-2-1-1 災害弔慰金等の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

資料編 5-7 箕面市災害見舞金等支給条例  
資料編 5-8 箕面市災害見舞金等支給条例施行規則  
資料編 5-9 箕面市災害見舞金等支給審査委員会規程  
資料編 5-10 箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例  
資料編 5-11 箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

#### 4-1-2-1-2 災害援護資金の貸付

市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより、災害援護資金を貸し付ける。

#### 4-1-2-1-3 社会福祉資金の災害援護資金の貸付

市社会福祉協議会は、災害援護資金の対象者を除く低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。

#### 4-1-2-2 市税等の減免及び徴収猶予

市は、地方税法及び箕面市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等の措置を講じる。

その他、各種保険料等についても、法令、条例等に基づく減免及び徴収猶予等の措置を講じる。

#### 4-1-2-3 雇用機会の確保等への協力

市は、市民の雇用を確保するため、国、府及び関係機関が実施する、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持等の要請活動に協力する。

#### 4-1-2-4 住宅確保等の支援

##### 4-1-2-4-1 住宅復興計画の作成

市は、府と連携し、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、実情に沿った施策を推進する。

##### 4-1-2-4-2 公共住宅の提供

市は、既存の空き家等について、可能な限り被災者の住宅として活用できるよう配慮する。

#### 4-1-2-5 被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活再建を支援するため、被災者生活再建支援金が支給される。

被災者生活再建支援法人に対する支給要請等の手続きは、府が実施するが、被災者からの申請等を市町村経由で行う場合は、市は、市民への周知等に協力する。

#### 4-1-2-6 罹災証明書、被災証明書の交付

被災者生活再建資金の支給その他の支援措置を、市民が迅速に受けられるよう、発災後早期に罹災証明書及び被災証明書等の交付体制を確立し、証明書を交付する。

#### 4-1-3 事業者の復旧支援

国、府及び金融機関等により実施される商業者、農業者に対する復旧支援措置について、商工会議所、農業協同組合等を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

### 4-2 災害復興対策

#### 4-2-1 復興計画

##### 4-2-1-1 基本方向の決定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じたことにより、地域の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、市は、被災の状況、地域の特性、被災者等の意向を勘案しながら、国、府等の関係機関と協議を行い、中・長期的課題の解決を図る計画的復興のための基本方向を定める。

#### 4-2-1-2 復興計画の策定

災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような、複雑かつ高度な大規模事業となるため、市は、国、府等と連携し、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的かつ速やかに復興を進める。

復興計画は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎づくりをめざす。

また、市民生活の安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、市民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、市民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にするよう努める。

#### 4-2-2 復興のための体制整備

復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国、府等との連携等により、必要な体制を整備する。